

## 高知県立人権啓発センター指定管理者選定委員会の選定結果について

高知県立人権啓発センター指定管理者の公募を行ったところ、1団体から申請がありました。

高知県立人権啓発センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査した結果、高知県立人権啓発センター指定管理者の候補者は、下記のとおり選定されました。

### 記

- 1 選定委員会開催日時  
令和4年11月8日（火）9時55分から11時25分まで
- 2 指定管理者候補者  
公益財団法人 高知県人権啓発センター  
高知市本町4丁目1番37号
- 3 応募団体の得点  
公益財団法人 高知県人権啓発センター 396点（500点満点）
- 4 管理代行料提案額（5年間の合計：消費税を含む）  
公益財団法人 高知県人権啓発センター 56,812,000円
- 5 選定委員会意見  
別紙のとおり

具体的な評価項目	コメント
<b>申請者の経営方針等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の人権啓発の事業とセットで行うことで、効率的な運用を行えることは評価できる。</li> <li>・長年にわたり、人権に関する啓発・研修等を行い、人権尊重の社会づくりに寄与している。</li> <li>・法人の業務内容と施設の連携は切り離せない。</li> </ul>
<b>申請者の経営状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の人権啓発の事業とセットで行うことで、効率的な運用を行えることは評価できる。</li> </ul>
<b>業務の実績とノウハウ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年間の実績・ノウハウを有しており、問題なく運営できている。</li> <li>・施設管理の十分な実績があり、適当と思われる。</li> <li>・長年にわたるセンターの管理実績があり、公の施設に関する法令を熟知しており、公平公正で効率的な業務運営にノウハウが認められる。</li> <li>・S58年設立より、これまでの実績は大きな加点である。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に沿った内容である。</li> </ul>
<b>施設の利用促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な方法による利用促進である。</li> <li>・駐車場の利用促進方法（利便性）を検討してほしい。</li> <li>・月によりホールの利用にバラつきがある。利用促進に工夫を。</li> <li>・ニーズの把握に努め、施設の利便性の向上と施設の周知広報による利用促進を図り、人権への理解を深めている。</li> </ul>
<b>施設・設備の維持管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に沿った内容である。</li> </ul>
<b>情報管理・安全管理・危機管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に沿った内容である。</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトとハードの一体運営が効率的。</li> <li>・直指定が望ましい。</li> </ul>